

令和4年7月15日・16日の大雨による被害を受けた被保険者に係る介護保険第1号保険料の減免に関する質問について

問1 どのような人が対象になるのですか？

答1 全壊・大規模半壊・半壊・床上浸水のいずれかの被害を受けた方及び災害の影響により主たる生計維持者が死亡や行方不明、障がい者となったり、重篤な疾病を負ったり、収入が前年に比べて3割以上減少する（見込み）の方が対象となります。

問2 減免割合はどのくらいですか？

答2

生計維持者の死亡等	死亡、重篤な傷病及び行方不明のいずれも	全部
生計維持者の収入減少	令和3年の合計所得金額が210万円以下	全部
	令和3年の合計所得金額が210万円を超える	10分の8
住宅に損害を受けた場合	全壊	全部
	半壊・大規模半壊	2分の1
	床上浸水	2分の1

問3 何を記入して送ればよいのですか？

答3 全壊・大規模半壊・半壊・床上浸水のいずれかの被害を受けた方は「介護保険料減免申請書（様式第1号）」のみで構いません。

災害の影響により主たる生計維持者が死亡や行方不明、障がい者となったり、重篤な疾病を負ったりした方は、「介護保険料減免申請書（様式第1号）」及びその事実が分かる書類が必要です。

収入が前年に比べて3割以上減少する（見込み）の方は「介護保険料減免申請書（様式第1号）」及び「収入見込み計算書（様式第1号別紙）」を送付して下さい。

問4 り災証明は必要ですか？

答4 松島町内で被災し、松島町からり災証明が発行された方は必要ありません。

町外で被災し、松島町に転入した方は転入元の自治体で発行されたり災証明書を添付して下さい。

問5 世帯に被保険者が複数いる場合、世帯で1枚提出すれば良いのですか？

答5 被保険者1人につき1枚の申請書が必要となりますので、お手数ですが全員分提出願います。ただし同一の主たる生計維持者に係る収入減少による減免申請の場合、様式第1号（第4条関係）別紙「令和4年中の収入額計算書」については1部のみの提出で構いません。

問6 申請は窓口持参でも可能ですか、またオンライン申請はできますか。

答6 可能ですが、窓口での感染拡大を防止するため、できるだけ郵便での申請をお願いしています。オンラインでの申請は受け付けておりませんが、HPから申請書を印刷することは可能です。